

高知市福寿園身体拘束等適正化のための指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものです。高知市福寿園では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等のない養護及び自立のための支援に努めます。

2 身体拘束の定義

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」であり、その廃止・防止の対象となる具体的な行為には、次のようなものが例として挙げられています。

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

※「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より

3 身体拘束等適正化委員会

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会運営責任者は施設長とします。

(1) 委員会における協議事項

- ア 身体拘束適正化のための指針等の整備
- イ 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ウ 身体拘束を実施及び継続せざるを得ない場合の検討
- エ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- オ 身体拘束廃止に関する職員研修の企画・実施
- カ その他、身体拘束適正化に関すること

(2) 構成

施設長、看護師、主任相談員、主任支援員、副主任支援員、栄養士、事務長

(3) 委員会の開催と記録等

- ア 委員会は、4月、7月、10月、1月の各定例会並びに必要に応じて随時開催します。
- イ 各委員会の記録を委員会運営責任者が作成し、職員に周知するとともに3年間保管します。

4 身体拘束を行う場合の手順及び手続き

- (1) 身体拘束は、次の緊急やむを得ない3要件を全て満たす場合に限り行います。

- ・切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ・非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
 - ・一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- (2) 身体拘束は、原因となる症状や状況に応じて安全性や経過確認の方法についても検討し、必要最低限の方法で行います。
 - (3) 身体拘束を行う場合は、事前に家族等に連絡をするとともに、「身体拘束に関する説明書（記録1）」を作成し、利用者本人と家族に対し丁寧に説明して理解を得ることに努めます。
 - (4) 身体拘束に関する同意書には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない3要件の切迫性、非代替性、一時性の有無とその理由を記載します。
 - (5) 緊急やむを得ないにもかかわらず、どうしても家族等の同意を得ることが不可能な場合には、理由を記録して保管し、事後となっても改めて同意を得ることに努めます。
 - (6) 身体拘束を実施している期間は、その実施状況や利用者の日々の態様を「身体拘束に関する経過観察・再検討記録（記録2）」に記載し、適時、委員会運営責任者に報告します。
 - (7) 身体拘束の同意期限を越えて、なお拘束等を必要とする場合は、改めて利用者本人と家族に対して今後の方向性や利用者の状態などを説明し、同意を得た上で継続します。
 - (8) 記録1及び記録2は5年間保管します。

5 職員研修

- (1) 身体拘束等適正化を目的とする年1回以上の定期研修と職員採用時に実施します。
- (2) 研修を通じて職員の人権意識の高揚や知識・技術の向上を図ります。
- (3) 研修の開催日時、出席者、研修資料を記録した報告書を作成して3年間保管します。

6 指針の公表

本指針は、利用者及び関係者に対していつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

本指針は、令和8年5月1日より施行します。